

### 村のようす

(56年3月1日現在)

世帯数	1,498戸 (+2)
人口	7,447人 (+7)
男	3,680人 (+3)
女	3,767人 (+4)

# 広報 たまかわ

編集・発行  
福島県石川郡  
玉川村役場企画課

印刷所  
須賀川市加治町8-6  
㈱円谷印刷



▲ 村長の献花

## しめやかに 戦没者追悼式

三月二十四日玉川村体育館において、戦没者二百二十五柱の御霊魂をお慰め申しあげ  
るため、玉川村主催による  
戦没者追悼式が執行されまし  
た。

式は、村長の式辞に続いて、村議会議長をはじめ県知  
事代理の郡山社会福祉事務所  
長、大野県議、首藤石川郡遺  
族連合会長、村遺族会代表関  
根キヨさんらの追悼のことば  
がのべられ、各団体代表者二  
十余名による献花で追悼式が  
終了しました。

引き続き、村遺族会主催  
による神式、仏式の慰霊の祭  
事が行なわれ、村長、遺族会  
長らが代表して玉串奉奠並び  
に焼香し、最後に遺族全員に  
よる焼香があり、厳粛のうち  
にも盛大に終了しました。

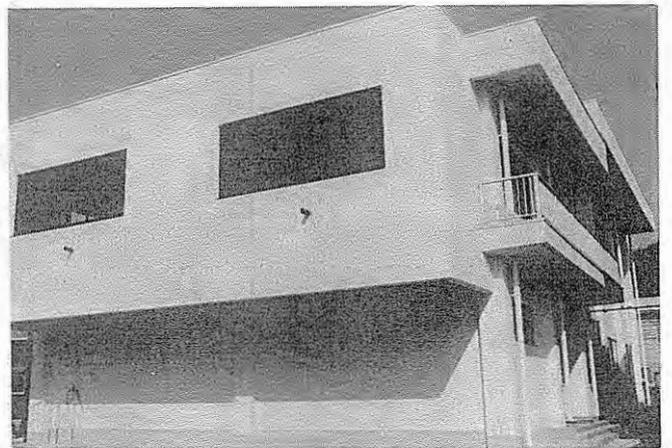
▲ 右 追悼式会場  
▲ 左 関根キヨさんの追悼のことば  
(玉川村遺族会代表)

# 北庁舎完成

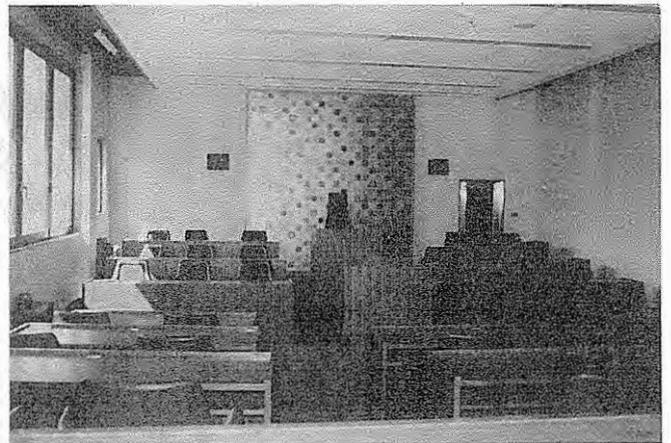
## 4月1日から使用

役場北庁舎の建設については、昨年9月18日に着工総工費82,325,000円で郡山市の伊藤建設株式会社が請負い、工事を進めていましたがこのほど立派に完成いたしました。

北庁舎は鉄筋コンクリート2階建てで、延面積1,376平方メートル。1階は会議室、書庫のほか、社会福祉協議会の事務室にあてられる、また、2階は議場はじめ、議員控室、正副議長室、議会事務局室が設けられモダンなつくりとなっています。



▲ 完成した北庁舎



▲ 議場

と小原昭治さん(五一才大宇南須釜)が、石川統計協会(小針千代之助会長)から表彰されました。森さん、小原さんは昭和四十七年から調査員として、農業基本調査、農業センサス、昨年の国勢調査まで統計の必要性を認識し、積極的に協力した功績が認められ昭和五十五年度統計功労者として表彰されたものです。

### 村社協へ寄附

○川辺、熊田富雄氏は、一月十日 敵父富蔵殿の葬儀に際して、二万円を寄附されました。  
○小高、藤田金二氏は、一月二十一日母キク殿の葬儀に際して、三万円を寄附されました。  
○中、高林浅太郎氏は、二月七日母キク殿の葬儀に際して、二万円を寄附されました。

○北須釜、矢吹正七氏は、敵父金五郎殿の葬儀に際して、一万円を寄附されました。

○玉川村ギター愛好会(会長駒木根等氏)会員二十名は、去る三月七日村体育館に於て、チャリティーコンサートを催し、その益金として二万円を寄附されました。以上ご報告申し上げ、併せて厚く御礼を申し上げます。(社協)

## 婦人消防隊に

### 日本消防協会からポンプ贈られる

玉川村婦人消防隊に、日ごろの防火活動の功績が認められ、このほど日本消防協会から可搬式動力小型ポンプが贈られました。

伝達式は去る三月十三日午後零時半から役場前で行われました。

婦人消防隊はさる昭和三十八年十月に発足し、年二回の全家庭の防火査察をはじめ、機会あるごとにチラシやポスターの配布を通じて各家庭を訪問。さらに各戸への消火器の備えつけや定期的に消火訓練につとめるなど火災予防の普及徹底、防火思想の高揚に努め予防

消防に重点を置いた活動が認められたものです。

交付された小型動力ポンプは四馬力で、二十メートル五本を備え一分間に二百リットル放水でき初期消火に役立ちそう。

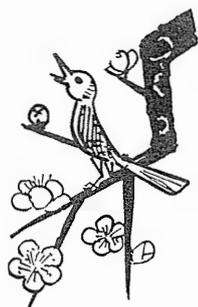
伝達式には、佐藤シゲ東部支隊長、高林健代西部支隊長らが出席し、小針村長が「日ごろの予防消防活動や実際の消火活動に役立てて下さい」とあいさつ、このあと境田孝意消防団長から婦人消防隊に小型動力ポンプが伝達されました。境田団長より伝達交付



## 統計協会から

### 森小原忠継 さん表彰

このほど、統計功労者として、森忠継さん(五三才)大字吉



# 春の全国交通安全運動

## 期間 四月六日～四月十五日まで

安全は、あなた自身が、つくるもの

桜の四月を迎え、四月六日から四月十五日までの十日間、春の全国交通安全運動が行われます。

この運動は、広く県民に交通ルールとマナーの実践を習慣けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

### ◎運動の四大重点事項は

- 一、歩行者、特にこどもの交通事故防止。
- 二、自転車の安全利用の促進。
- 三、無謀運転の追放。
- 四、シートベルト着用推進の推進。

——ひとりでも まちます

——きちんと青信号——

この時期は新入学（園）にもあたりますので、新入学園児をお持ちのお母さん方には……。

※お母さんが、まず見本を！

こどもは、ただ、ことばで教えるだけでなく、通学路等を一緒に歩き横断歩道の渡り方、信号の見方、標識の意味、危険な場所等はその場、その場で具体的に教えるようにしましょう。

※登校時には！

出かける前に、ひと声注意しましょう。

※こどもの事故は

自宅の近くで！

安全な遊び場所を教え、道路での遊びはやめさせましょう。母親参加でこども達を交通事故から守り明るい春と、楽しい生活を育てましょう。

ドライバークのみなさまへ

春先のポカポカ陽気には、ドライバークの方も、ちょっと気がゆる

## 事業主の皆さんへ

家内労働の「委託状況届」を提出して下さい。

製造、加工業者等で、製品の加工を家内労働者（内職者）に発注している事業主（委託者といいますが、）は、毎年四月一日現在の家内労働者数等を四月末日までに「委託状況届」により所轄労働基準監督署長を経由し、福島労働基準局長に提出しなければならぬことになっております。

今年も届出の時期になりましたので間違いない提出して下さい。届出用紙は各労働基準監督署及

みがちです、通学路等にならない新入生、そして老人を見かけたら停止又は、再徐行し、思いやりのある運転を忘れずに。

### 安全はルールとマナーから

4月6日～4月15日  
春の全国交通安全運動



- ▷歩行者、特に子供の交通事故防止
- ▷自転車の安全利用の促進
- ▷無謀運転の追放

び労働基準協会にあります。

なお、家内労働法では、委託者は、家内労働者に対し家内労働手帳を交付し、工賃単価、支払方法など委託条件を明示するよう定められておりますので、委託の際には必ず「家内労働手帳」を交付して下さい。

家内労働者（内職する人）も委託を受ける際には、手帳の交付をうけて、後で争いの生じないようして下さい。

福島市霞町一番四十六号（福島合同庁舎）福島労働基準局

## 冷害や雪害を被り 資金に困っている方へ

低所得世帯や身体障害者世帯に対し、低利で長期に貸付ける「世帯更生資金貸付制度」があります。

協議会に相談してください。なお、貸付対象者及び貸付条件は、概ね次のとおりです。

特に、昨年の冷害、今年の雪害によって資金が必要でも、他から融資のみちがいない方については、地元の民生委員か玉川村社会福祉

- 一、貸付対象者  
低所得世帯  
身体障害者世帯
- 二、貸付の条件（主なるもの）

資金種類	貸付限度額	償還期限	利率	資金用途
生業費	万円140	7年以内	年3%	生業を営むのに必要な経費
身体障害者生業費	万円160	9年以内	"	身体障害者が生業を営むのに必要な経費
住宅資金	万円75	6年以内	"	住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費
療養資金	万円20	5年以内	"	負傷又は疾病の療養に必要な経費
災害援護資金	万円40	7年以内	"	災害を受けたことにより困窮から自立更生するのに必要な経費
修学費	月7千～29千円	20年以内	無利子	高等学校以上に就学するのに必要な経費

詳細については、玉川村社会福祉協議会へ問合わせて下さい。電話、玉川村役場内線三十四番です。

ふるさとを見直そう

# テーマで作文募集

## 玉川村商工会青年部

語って居ります。

玉川村商工会青年部（小原重孝部長）では、「ふるさとを見直そう」運動の一環として、村内小学生から作文を募集いたしました。この作文募集は、今後玉川村の開発がどのように進み、どのよう

に発展していくか、わが村の未来像について考え、また、どのような意見をもっているかについて募集したものです。

同青年部では小中学生の貴重な考えなどをまとい、住みよい明るい村づくりのために役立てたいと

思っています。

- ◇入賞者は次のとおりです
- 須藤 安義（泉中一年）
- 須藤 里枝（〃二年）
- 塩沢 マツヨ（須釜中二年）
- 吉村 忠幸（〃一年）
- 小林 恵子（玉一小四年）
- 鈴木 あけみ（〃五年）
- 野下 久美子（〃六年）



## 玉川村について

福島県石川郡玉川村立須釜小学校

5 年 大 越 典 幸

大越 典幸（須釜小五年）  
矢吹小百合（〃六年）

須藤 京子（川辺小五年）  
坂本のぶ子（〃六年）

ぼくは、おじいさんやおばあさんの小さいころの玉川村のようすを聞きました。

むかしは玉川村の須釜は須釜村という村だったそうです。それが泉と合っぺいして玉川村という村になったそうです。

昔は、畑や田をうなるのは、三本ぐわや牛でやって牛や馬のふんは、かごでしょって田や畑にまいたそうです。ぼくだったら、きたなくてともかごでは、はこべないと思います。

しばは、手がかって、やせうまというせ中にしよう物にしばりつけて運んだそうです。

水は、いだからおけに水をくんで、てんびんぼつにかけて、運んだそうです。

次は、父や母に昔のようすを聞きました。むかしは、道路もいまよりせまく、悪い道だったそうです。

もと、泉から須釜を通っていたバスは、自家用車が多くなって、お客さんがいなくなってしまうために何年か前に、はいしなくなってしまったそうです。

須釜は、山が多くて、不便な田や畑ばかりだそうです。

その当時、葉たばこなどは、ほしあがったたばこは夜、二人一組になってたばこをのしていたそうです。子どももみんな手つたわされたそうです。

昔は、今のようにガスや電気がないから、木をくべてすいじをや

ったりふろたきをやったりしたそうです。テレビもなかったから、大人は夜などは、なわないをやったり、女の人は、ぬい物をしたりしていたそうです。

次は、今の様子について考えてみました。今は、水も水道があるのでいぢいぢいだからくんでくることはありません。

田や畑をたがやすのにもトラクターやこうらん機などを使っています。

火もガスや電気があるから木をたいたりすることはありません。道も広くなったし前より整備されています。

夜は、昔はランプやろうそくで明かるくしていたのに今は電気があるから、ひもをひつぱったりスィッチをおしたりさえすれば、まるで朝のように明かるくなりま

す。テレビもあるから、ひまなときや自分のすきな番組を見ることができます。このほかに電気の製品はたくさんあります。電気はぼくたちの生活に食、水、衣服、家の次に大切なのではないかとぼくは思います。

食べ物だって今と昔とでは大きなちがひがあります。今は昔とくらべるととてもぜいたくです。着物もはき物もみんなです。次は、玉川村のしょうらいのことについて考えました。

もしかしたら玉川村は町になっているのではないかと思います。高そうビルがたちならんだりす

るかもしれません。

鉄道がしかれたり飛行場ができたりするかもしれません。そして玉川村はだんだん発ってんしていろいなるものができるかもしれません。そして電車や飛行機のそう音やしん動などの公害をなくしてもらいたいと思います。

玉川村にいろいなるしせつができたすればいいと思います。老人ホームなどです。

それから玉川村が発てんするなら工場などがたくさんできるのではないかと思ひます。そして工場で作った製品を運ぶトラックが通る道路がよく整備されるかもしれません。

ぼくがお父さんになったころはこんなふうになるのではないかと思ひました。

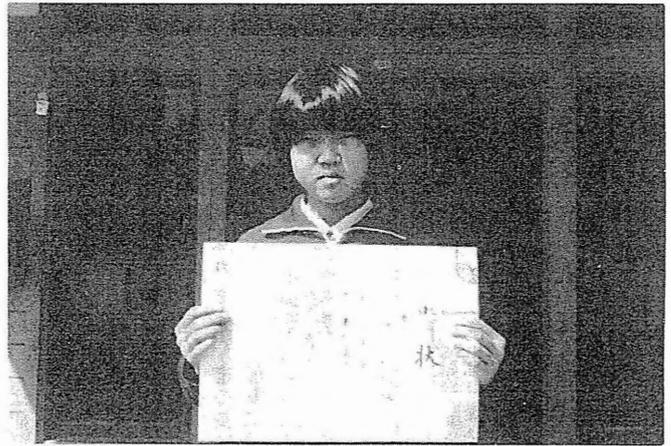
次は、ぼくがおじいさんになったころの玉川村をそうぞうしてみました。

学校の階段はエスカレーターになったりエレベーターになったりしているかもしれません。戸も自動ドアになったりガラスもボールをぶつけたぐらいではわれないようなじょうぶなガラスができればいいなと思ひます。

それから工場も前よりもっともつと大きくなっているかもしれません。でも大気のごれや川のごれなどの公害をなくしてもらいたいと思ひます。

そしていろいなるデパートやスーパーマーケットなどの大きな店ができたりするかもしれません。

このように玉川村が発ってんしていくことを期待しています。



### ふるさとを見直そう

泉 中 学 校  
2 年 首 藤 里 枝

私達の愛する玉川村、私は玉川村で生まれ育って、おそらくこれから、一生をこの村で生活すると思います。  
ですからより美しいより楽しい村であってほしいと切に切に思います。

山というきれいな山、奥の細道や、村の歴史的的文化財もたくさんあります。すばらしい玉川村史も出てます。それをもっと他の方達にアピールしてこの村へ足を向けてもらおうように出来たら、素晴らしいと思います。  
隣の須賀川市は牡丹園で有名ですよ。そへ行っても牡丹園の須賀川といえば、東京の方達でもわかりやすいです。  
我が玉川村でも広い土地があるのですから、牡丹園から足をのび

しいなあとつくづく思うこともあります。でも私は一人っ子で村を離れることは出来ません。ですからこの村も、もつともつと広さを利用して文化的な向上をめざして頂きたいと思います。  
又、乙字ヶ滝という名所、白華山というきれいな山、奥の細道や、村の歴史的的文化財もたくさんあります。すばらしい玉川村史も出てます。それをもっと他の方達にアピールして、よい工場を誘致して、若者達が喜んで働くようにすればよいと思います。  
又、若い人達がそれぞれの趣味や特技を發揮して、色々な文化活動をおこし老人達もよその町のようにならぬ様に、又、古いよき時代のワラ細工やその他の郷土色豊かなものをなくさないように、おとしよりの人達に若い者が

して玉川村にも美しい花木を植えて、たとえばリラの花の村玉川、花しょうぶの咲く玉川村という様になつたら楽しいなあと思っています。皆で協力して玉川村の発展に尽くさなければならぬと思いたす。  
私達の先祖が大切にしてきた村を、私達も皆んなで、一生懸命、考えて実行したらもつとすばらしい村になると思います。どこにこんな公共の建物を建つたら人が集まるかと玉川村全体を考えて頂きたいと思いたす。  
また子供達が安全で自由に遊ぶことのできる遊園地ができたらいいなあと思いたす。商店もぼつりぼつりとぎりありません。  
もう少し充実した店があつてよその町へ買いに行かなくてもある程度、間にあう様になつたらと思いたす。それには購売力がなければ商店は、大きくなりません。その為には人口がふえなければなりません。  
今日、地方の時代といいますが、若い人達が都会に働きに出かなくては満足して働く職場が必要で、それには広い土地を有効に利用して、よい工場を誘致して、若者達が喜んで働くようにすればよいと思いたす。  
又、若い人達がそれぞれの趣味や特技を發揮して、色々な文化活動をおこし老人達もよその町のようにならぬ様に、又、古いよき時代のワラ細工やその他の郷土色豊かなものをなくさないように、おとしよりの人達に若い者が

### 傷害保険の保険料と保険金額

区 分	保 険 料 (年間)	保 険 金 額		
		死 後 保 遺 金	障 害 金	亡 害 額
第 1 種	A	1,200万円	1,500円	1,000円
	B			
	C			
第 2 種	A	1,200万円	1,500円	1,000円
	B			
	C			

- ※ 大部分の団体は第1種のCに該当します
- ※ 特に希望のある団体はS型(保険料及び保険金額が半額)の加入も可能です

## 保険で安心 明るくスポーツ

(スポーツ傷害保険加入案内)

教えて頂いたら、そこに老人と若者の出会いがあり、お互いに親密さを増し、情、豊かな人間になれると思いたす。  
玉川村の村民の誇りをもって、皆心を合わせて、積極的に努力して、住み良い村にして行きたいと心から思いたす。  
スポーツ傷害保険は、スポーツ活動や社会奉仕活動中に発生した傷害を補償する制度でスポーツ団体や隣組などで構成された十名以上の団体であれば簡単な手続きで加入できます。  
この保険についての加入手続きや詳しい内容を知りたい方は玉川村公民館へ申し出て下さい。  
翌年3月31日までですが、中途加入の場合は手続きをした翌日より、その年度の3月31日までとなります。  
この保険についての加入手続きや詳しい内容を知りたい方は玉川村公民館へ申し出て下さい。

# 土地取引の届出制度

日本の国土、三十七万平方キロは、生活と生産を通じた活動の基盤として、私たち祖先から受け継ぎ、後代に伝えていかなければならない大切な資源です。

昭和四十七、八年ごろに問題となったように、土地の買い占めや地価の暴騰で、国土利用を混乱におとしおこした事象は、二度と起こしてはなりません。

そこで、国土利用計画法では、土地の投機的取引や地価の高騰を防ぐために、一定面積以上の土地取引を行う両当事者（売買の場合は売り主と買い主）に、届け出を義務付けています。

つまり、契約を結ぶ六週間前までに、取引しようとする土地のある市町村の長を経由して都道府県知事（その土地が政令指定市にある場合は、直接その市長）に、取引で予定している代金の額、その土地の利用目的などを記入した届出書を提出しなければなりません。

届け出なければならぬ土地取引は、次の面積以上の土地の売

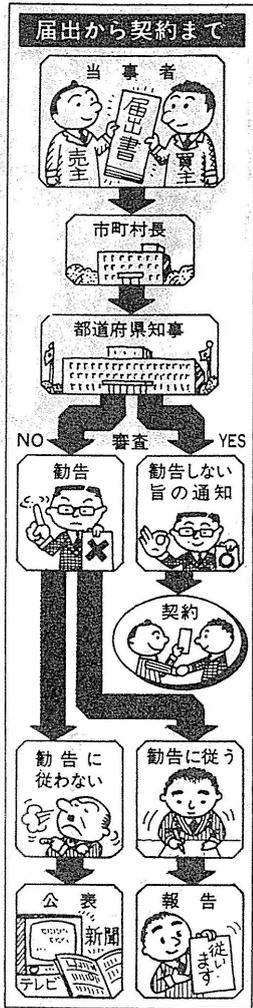
買、交換、代物弁済（例えば金銭の代わりに土地で支払いをする場合）、地上権の設定、賃貸借契約を行う場です。

- ①市街化区域 二平方メートル（約六百坪）
- ②都市計画区域（①を除く）五平方メートル
- ③都市計画区域以外の区域 一平方メートル

なお、次の場合にも届け出が必要です。

- ▽小規模な土地の所有者多数から土地を購入する場合や、面積の大きな土地を多くの区画に分けて売却する場合のように個々の取引面積が小さくても合計すれば前記の面積以上になる場合
- ▽立ち木、建物などを土地と一緒に取引する場合
- ▽売買、代物弁済等の予約をする場合

届け出を受けた知事、政令指定市の長は、取引価格や利用目的を審査し、問題がなければ、届出日から六週間以内に文書で通知します。この通知を受けるとは、初め



て契約が出来ることとなります。

また、適正でない点があるときは、学識経験者で構成される土地利用審査会の意見を聞えて、取引の中止、価格の引き下げなどの勧告をすることがあります。

もし、届け出をしないで土地取引をすると、六ヶ月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処せられることがありますのでご注意ください。

なお、届出用紙は、市町村役場にあります。詳しいことは玉川村役場企画課におたづね下さい。

## 字限図の頒布あつせん

玉川村農業改良推進員会では、玉川村地籍集成図（字限図）を作成し、先に農業改良推進員が注文を取りまとめ配付しましたが、注文されないう方で購入希望がある場合は、玉川村役場産業課で頒布します。

前中にて四月中の毎週土曜日午前中に直接役場産業課へおいで下さい。

字限図は、字名地番が印刷され各大字ごとに構成してあり、一枚の単価が五〇〇円です。



## 不眠 運動などで気分転換を

なかなか寝つかれない、寝ついてもすぐ目が覚めてしまふ。

眠りが浅く熟睡できない——  
眠れない状態が何日も続くと顔にも疲れが出てきます。

不眠には、気疲れから眠れない場合とがあります。

「眠れない」という訴えはさまざま、布とんを日に干したら熟睡できた、という例もあります。

不眠ノイローゼや不眠神経症で眠れない場合は、本人が眠れないと感じているだけで、必要な睡眠をとっているケースが多いようです。

▽気にしないで運動を△  
「眠れない」ことでよくよくよいこと。難しいことですが、不眠にこだわらないで、むしろ気分転換に神経を使ってみましょう。

せると体が休養を要求するようになります。

入浴、夜食、寝酒も効果があります。入浴は心身の緊張をときほぐし、うどんなどの軽い夜食をとると脳にたまった血液が胃に集まり、脳が休まります。

お酒は、飲み過ぎはむしろ逆効果ですが、少量なら脳の緊張が解きほぐれ、ぐっすり眠れます。

▽不眠が長期間続いたら△  
神経症や、高血圧症などの血管の病気があるとき、あるいは糖尿病などの場合は、夜、排尿のために目が覚めて眠れなくなることもあります。

不眠が長く続くようときは医師の診断を受けることが大切です。が、もし睡眠薬をもらったら、必ず医師の指示ど通りに飲むこと。眠れないからといって、勝手に量を増やしたりすることのないよう気を付けましょう。



# 4月1日から 水道料金が改正されます

四月一日より水道料金、及び水道加入金が下記のとおり改正されます。

## 1. 水道料金

料率 種別	基本料金(1ヶ月につき)			超過料金 (1立方メートルにつき)	
	水量	改正前の 料金	改正後の 料金	改正前の 料金	改正後の 料金
一般用	10立方メートル	700	900	70	100
団体用	20立方メートル	1,400	1,800	70	100
営業用	20立方メートル	1,400	1,800	70	100
臨時用	1立方メートル	100	150		
共用	10立方メートル	700	900	70	100

## 2. 水道加入金

区 分 メーターの口径	加 入 金	
	改 正 前	改 正 後
13ミリメートル	30,000	50,000
20ミリメートル	50,000	70,000
25ミリメートル	80,000	100,000
30ミリメートル	140,000	160,000
40ミリメートル	200,000	220,000
50ミリメートル	300,000	320,000

### 地域振興作物に

### 未成熟トウモロコシ

### 転作を推進しよう

今年から三ヶ年に亘り、水田利用再編第二期対策が実施されます。第一期対策と比べ第二期対策では、転作等目標面積が大幅に増加し、制度も一部改正されその内容は、転作奨励補助金の額の引き下げ、団地化加算金・地域振興作物加算金の新設等です。

本村では、国及び県の要請を受け、転作等目標面積の完全達成と算・団地化加算金の要件を満たした場合は、転作奨励補助金にそれぞれ、集団転作を進める上で、計画加算・団地化加算の要件を満たした

有効な土地利用を図るため集落内の話し合いによる集団転作の推進、並びに地域振興作物である未成熟トウモロコシ(スイートコーン)の普及、さらに転作田の条件整備促進に取り組んでおりますので、御協力をお願いいたします。

この加算金が交付されます。また、地域振興作物である未成熟トウモロコシを作付した農家は、転作奨励補助金のほかに一〇〇〇円が加算されます。

トウモロコシの種子は、泉村・須釜両農協であつせんにいたします。

転作田の条件整備では、事業の共同施行により、暗き排水、客土、区画整理、用排水施設整備等が国・県補助事業で導入できます。

なお、詳しい内容を知りたい方は、役場産業課へお問い合わせ下さい。

須賀川～南宿線バス時間表 (昭和56年3月31日実施)

須賀川駅発	南宿	母畑元湯	石川駅着	南宿	石川駅発	母畑元湯	南宿	須賀川駅着	南宿
明神前	7:27	7:41	8:00		6:50	7:11	7:17	7:59	
7:00	7:32				6:50	7:11	7:25	明神前	
7:00	7:42	7:49	8:08		7:00	7:21	7:35	明神前	
明神前	7:37	7:51	8:10				7:35	8:17	
7:50	8:32	8:39	8:58		7:45	8:06	8:12	8:54	
8:35	9:17	9:24	9:43		8:30	8:51	8:57	9:39	
9:35	10:17	10:24	10:43		9:30	9:51	9:57	10:39	
10:35	11:17	11:24	11:43		10:30	10:51	10:57	11:39	
11:35	12:17				11:30	11:51	12:05	明神前	
明神前	12:15	12:29	12:48				12:20	13:02	
12:35	13:17				12:30	12:51	13:05	明神前	
明神前	13:15	13:29	13:48				13:20	14:02	
13:35	14:17				13:30	13:51	14:05	明神前	
明神前	14:15	14:29	14:48				14:20	15:02	
14:35	15:17	15:24	15:43		14:30	14:51	14:57	15:39	
15:35	16:17	16:24	16:43		15:30	15:51	15:57	16:39	
16:15	16:57	17:04	17:23		* 16:00	16:21	16:27	17:09	
* 17:00	17:42	17:49	18:08		16:30	16:51	16:57	17:39	
17:30	18:12	18:19	18:38		17:30	17:51	17:57	18:39	
18:20	19:02				18:00	18:21	18:35	明神前	
明神前	18:37	18:51	19:10				19:05	19:47	

\*印は、日、祝日運休  
 ◎印は、学休日運休  
 明神前(森殿).....折返し  
 南宿停留所.....有賀文夫さん宅前

## 古宿にバス停留所ができました 三月三十一日より運行

地方生活路線バスの運行については、福島交通及び県当局に陳情して参りましたが、このほど福島交通の御理解により、三月三十一日より須賀川～南宿線(停留所有賀文夫さん前)を新設して運行を開始することになりました。

これにより、朝の始発バス「新田停留所」止りだった、朝の始発バス、最終バスなど含めて五往復が折返し運転されます。

待ち望んでいた通学、通勤、一般利用者などから大変喜ばれて居ります。

なお、この路線バスの交換場所(回転場)として中根精工株式会社(回転場)として中根精工株式会社の土地を借用して使用させていただきますことになりました、厚く御礼申し上げます。

時間表は次のとおりです。

# お知らせ

## 昭和五十六年度福島県

### 青年海外派遣

#### 「若人の翼」の案内

次代を担う青年の皆さんが海外研修により見聞を広めることは、国際化時代にふさわしい有為な青年の育成を図るうえで、極めて意義のあることです。このような観点から、福島県では、昭和五十六年度青年海外派遣「若人の翼」の事業を予定しています。

県内の青年の皆さんがこれらの事業に積極的に参加され、自らの研さんを積むとともに、帰国後、その知識と体験を青少年健全育成活動に注かし、輝かしい八〇年代の福島県を築くため貢献されることを期待しております。

なお、募集は四月一日から五月十一日までに役場公民館まで申込み下さい。

●「若人の翼」訪問国及び主な訪問都市

派遣種類	コース	訪問国	主な訪問都市
短期派遣	Iコース	東西ベルリン、イギリス、スイス	ロンドン、ジュネーブ、チューリッヒ
	IIコース	東西ベルリン、西ドイツ、オーストリア	フランクフルト、ミュンヘン、シュタットベルゲン、ウィーン
	IIIコース	東西ベルリン、ハンガリー、フランス	ブタペスト、パリ、仏ロワール地方
長期派遣	Iコース	アメリカ、ブラジル、アルゼンチン	ロスアンゼルス、マナウス、ベレン、サンパウロ、リオ・デ・ジャネイロ、ブエノスアイレス

●応募条件の概要

事項	短期派遣	長期派遣
派遣期間及び時期	15日間 10月17日(出)～10月31日(出)	25日間 10月17日(出)～11月10日(出)
募集人員	班長 12名以内 一般団員 72名以内	一般団員 13名以内
年齢	班長 28歳以上35歳未満 (昭21.4.2～昭28.4.1)	一般団員 26歳以上35歳未満 (昭21.4.2～昭30.4.1)
	一般団員 20歳以上28歳未満 (昭28.4.2～昭36.4.1)	
資格	班長 青少年健全育成のために活躍している有志指導者又は有給指導者で帰国後も活躍が期待できる人。	
	一般団員 健全な青少年団体等で活躍している人。又は国・県・市町村等が主催する青少年に関する研修に参加したことのある人で、帰国後も活躍が期待できる人。	一般団員 短期派遣班長と同じ。
その他	国又は地方公共団体の等行った同種事業に参加した人は除く。(ただし、短期派遣一般団員を除き、7年以上経過した人は可) 大学、高等専門学校に在学中の人は除く。(ただし、勤労学生は可) 日本国籍を有し、県内に居住しており、事業計画に従って規律ある研修及び団体生活のできる人。	

**4月 住民課衛生関係事業予定**

4日 母親学級 就改センター  
 7日 妊婦検診 母子センター  
 13日 生ポリオワクチン(急性灰白髄炎) 授与 第一回  
 須釜公民館 午後1時30分～2時30分  
 14日 生ポリオワクチン(急性灰白髄炎) 授与 第一回  
 就改センター 午後1時30分～2時30分  
 21日 妊婦検診 母子センター  
 23日 乳幼児検診 母子センター  
 27日 献血

### 勤めをやめたら 国民年金へ

六十歳前に会社や役所などを退職した人は、その翌日に、国民年金へ加入しなければなりません。もし、奥さんがまだ国民年金に加入していないければ、一緒に手続きをして下さい。それには、ご主人が印鑑と年金手帳(または、年金の被保険者証)を持って、住民課国民年金係又は須釜支所窓口へ出向けば、簡単に手続きが出来ます。

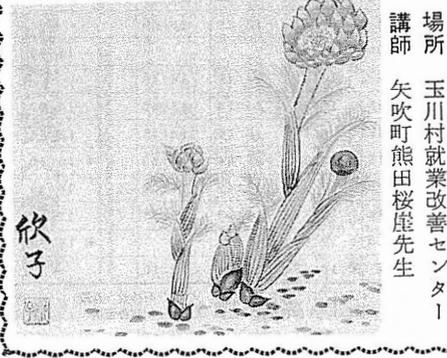
こうすると、今まで加入していた年金と国民年金の加入期間とがつながり、多い老齢年金が受けられます。

もし、この手続きを怠ると、年金を受ける資格期間を満たしていない人の場合は、掛けた保険料が掛け捨てになって、一生後悔することになります。

### 公民館主催 日本画教室生徒募集

自らの手で絵を描くことの楽しさを味わいながら健康で豊かな人間形成をめざすことを目的とし、花や木、鳥など自然の題材をつかって初心者でも簡単に描くことができます。希望者は公民館へ申し込み下さい。

期間 昭和56年4月～8月  
 月2回 第2・4火曜日  
 午後1時30分～3時30分



### 天気予報

四月は後半に肌寒い日があるでしょう。  
 五月は晴天の日が多い見込みですが、後半には曇りや雨の日がある見込みです。

### おめでた

(二月分の出生届書から)

地区 出生児氏名 保護者名  
 川 辺 坂本奈美 政勝  
 小 高 橋本明広 雄次  
 中 首藤勝也 源次  
 岩 法寺 小針 恵 茂  
 竜 崎 仁井田真由美 秀雄  
 南 須釜 小林千鶴 利彦  
 山 小 吉村純一 嘉安  
 小 屋 石森真吾 良三

### おくやみ

(二月分の死亡届書から)

地区 死亡者氏名 年令 世帯主名  
 中 高林キク 91 浅男  
 " 小針鶴千 90 甲子男  
 竜崎 小林孝之 71 一之  
 北須釜 榊枝徳次 76 吉徳  
 山新田 真野目光蔵 88 光輝